

青森県報

第千九十六号

令和八年
七月二十七日
(月曜日)

目次

訓令

○青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一

告示

○知事の職務を代理する副知事の順位……………(人事課) ……二
○知事の職務を代理する副知事の順位の廃止……………(同) ……二
○家畜人工授精講習会の開催……………(畜産課) ……二
○証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……二

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八農林水産事務所) ……三
○土地改良区の定款変更の認可……………(西北農林水産事務所) ……三

正誤

○令和八年三月三十日号外第二十八号訓令中……………(人事課) ……四
○令和八年一月九日定例告示中……………(高齢福祉課) ……四

訓

令

青森県訓令甲第十一号

庁中一般
各出先機関

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年七月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県副知事の事務分担等に関する規程(平成十九年七月青森県訓令甲第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二号を次のように改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百二十二条第一項の規定による第一順位の副知事(以下「第一順位の副知事」という。)の担当する事務

ア こども家庭部の所掌事務

イ 交通・地域社会部の所掌事務

ウ 経済産業部の所掌事務

エ 県土整備部の所掌事務

オ 国スポ・障スポ局の所掌事務

カ 出納局の所掌事務(会計管理者の権限に属する事務を除く。)

キ 選挙管理委員会に関する事務

ク 人事委員会に関する事務

ケ 監査委員に関する事務

コ 公安委員会に関する事務

サ 労働委員会に関する事務

二 地方自治法第五百二十二条第一項の規定による第二順位の副知事(以下「第二順位の副知事」という。)の担当する事務

ア 環境エネルギー部の所掌事務

イ 健康医療福祉部の所掌事務

ウ 観光交流推進部の所掌事務

エ 農林水産部の所掌事務
オ 病院局に関する事務
カ 教育委員会に関する事務

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

令和八年七月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第一順位 副知事 奥田忠雄
第二順位 副知事 大田圭

青森県告示第四百十七号

令和六年七月一日青森県告示第三百八十五号（知事の職務を代理する副知事の順位）は、廃止する。

令和八年七月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第四百十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第千五十七号）第二条第二項の規定により告

示する。

令和八年七月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 開催期間

令和八年九月一日から同月十七日まで（土曜日、日曜日及び九月四日を除く。）

二 開催場所

青森県営農農学校（上北郡七戸町）及び地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所（上北郡野辺地町）

三 講習人員

二人。ただし、青森県営農農学校生に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に関係書類を添えて令和八年八月十七日までに上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課で交付する。
- 2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第四百十九号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和八年七月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
三沢市深谷三丁目一五五の三
株式会社ONE MOTORS

正
誤

人
事
課

令和八・三 号外第二八号		発行年月日
訓令甲		区 分
第三号		番 号
二	一	ペー ジ
上	下	段
後ろ から一 五か	二〇	行
別表第一	同項	誤
別表第一健康医療福祉政策課の項の 第二十二号を同項の第二十一号とし、 同表	前第二十一号を第二十号とし、同号の	
		正

高 齢 福 祉 保 険 課

令和八・一 第一〇二三号		発行年月日
告 示		区 分
第五号	第四号	番 号
一		ペー ジ
下		段
表中		行
すみれ介護センターサテライ ト舟見町		誤
すみれ介護相談センター		正